

# 太閤検地における村位別石盛り制の研究 (二)

佐藤 満洋

## 目次

- 一 まえがき
- 豊後国における文禄検地
- 一 新制度による南部四郡の検地
- 二 北部四郡の村位別石盛り
- 三 全国的に見た村位別石盛り制
- 四 島津領における村位別石盛り (以上五八号)
- 五 畿内における村位別石盛り
- 六 摂津の検地
- 七 河内の検地
- 八 和泉の検地
- 九 大和の検地
- (以上本号)
- 一 伊勢国における村位別石盛り
- 二 近江国における村位別石盛り
- 三 越前国における村位別石盛り
- 四 太閤蔵入地における村位別石盛り
- 五 村位別石盛り制の起原
- 六 石盛り原則について
- 七 村位別石盛りの仕方
- 八 村の立地条件と村位
- 九 石盛り原則
- 一〇 太閤検地以降の村位と石盛り
- 一一 村位別石盛り制の意義
- 一二 あとがき

## (B) 畿内における村位別石盛り

## (1) 摂津の検地

前項で指摘した如く、文禄二年（一五九三）の豊後の検地における村位別石盛りの実施について、翌三年（一五九四）の島津領の検地でも村位別石盛りが行なわれていることを知ることができた。

筆者はさらに同年に摂津・河内・和泉の諸検地と、文禄四年（一五九五）の大和の検地など畿内地方の検地においても、村位別石盛りが行なわれている事実を知ることができた。

まず摂津・河内・和泉の検地に際して示された「検地条目」<sup>①</sup>である福原文書の「検地掟条々写」<sup>②</sup>と、「かりそめのひとりごと」<sup>③</sup>の「検地条目」写を検討し、ついで摂津・河内・和泉・大和の順に村位別石盛りの実態を検討してみよう。

## 御検地御掟条々

- (1) 田畑屋敷六尺三寸之竿ヲ以、五間・六拾間三百步疋反ニ可致検地事
- (2) 上田疋石五斗・中田疋石三斗・下田疋石疋斗・下々へ見斗可相究事
- (3) 一 屋布方へ疋石式斗たるへき事
- (4) 一 山畠・野畠・川原先斗代闌届、其上見斗、斗代可相究事
- (5) 一 右之斗代今已上者、先斗代のことくたるへき事
- (6) 一 山手銭、浜小成物事、堅指出申付、其上見斗、年頁可相究事
- (7) 一 在々之上中下井掛り、麦田・日損・水損処、念を入見分斗代可相究事

(略中)

文祿三年八月二日

浅野彈正少弼  
宮本藤左衛門

(各項各(1)(2)は筆者)

御檢地御掟條目

- (a) 田畠やしき六尺三寸の棹を以、五百六拾間三百步卷反に可致檢地事
- (b) 上田卷石五斗、中田卷石三斗、下田卷石壹斗、下々は見斗可相究事
- (c) 上畠卷石貳斗、中畑卷石、下畑八斗、下々見斗可相究事
- (d) 屋しき方は卷石貳斗たるへき事
- (e) 一 山畠野畠河原先斗代半届け其上見斗に斗代(マ)
- (f) 一 右之斗代よりも上は先斗のごとくたるへき事
- (g) 一 山手錢塩瀧小成物の事堅差出し申付、其上見斗に年頁可相究之事
- (h) 一 在々の上中下井井かゝり麦田日損水損處、念を入見分け斗代相究事

(略中)

右條之旨相守下々迄此一書を写遣し棹打可申付者也

文祿三庚申八月二日

浅野彈正少弼とのへ  
宮本藤左衛門とのへ

(条項各の(a)(b)(c)は筆者)

右の両文書には、上述の島津領での「検地文書」<sup>④</sup>にみられる如き村位別の石盛りは明示されていない。しかし前者の第(7)条と、後者の(II)条は漢字とかなの違いこそあれ、「在々之上・中・下」<sup>⑤</sup>と「在々之上・中・下・并・掛り、麦田・日損・水損處、念を入見分斗代可究事」<sup>⑥</sup>が示されている。この「在々之上・中・下」とは、すなわち「村々の上・中・下」である。その村々の上・中・下を「念を入見分」<sup>⑦</sup>けて、「斗代可究事」と示されていることは、まぎれもなく村位別石盛りを命じたものに他ならない。

この条項の「在々の上・中・下」は、従来ほとんど注目されていないが、今後あらためて注目し直さねばならない条項である。

この両文書によって撰津・河内・和泉でも、上述の豊後や島津領同様に村位別石盛りが命ぜられていることを知ることができる。

とはいえ、この両文書のみでは実際の村位別の石盛りについて知ることができない。それで各国ごとの検地帳の石盛りによって、石盛り別に村々を分類し、村位別石盛りの実態をあきらかにしてみよう。

第II-3表は撰津における文禄三年(一五九四)の検地帳に見られる村々を、類似の石盛りごとに並記したものである。<sup>⑤</sup>

宮川満氏はこのような検地帳に見られる村ごとの石盛りに関連がある点に注目され、その理由として(1)一般に検地は条目があっても検地奉行の裁量に左右されやすく、その度合はとくに斗代や等級の決定の上に反映する。(2)この外に在地の条件、例へば平均持高の少い先進的村や、比較的平均持高の多い後進的村等の条件をかんあんして、先進的村では零細小農民の独立再生産を図るための、低斗代政策がとられたため、村により石盛りの相違が生じている、との見解を示しておられる。

しかし最近、松尾寿氏が太閤検地における村ごとの石盛りにはかなり村落差がある点に注目され、撰津での文禄三年(一五九四)の検地帳によって、その実証を試みられた。

氏は上述の宮川説に反論され、村ごとの石盛り差は「自然的条件(先進的または後進的)や、奉行の恣意による個人差によるものではなく、水利や交通等の諸条件が加味されて決定されたものであろう」旨を述べておられる。

この松尾説は、奈良村の生産条件や耳原村など、街道筋の村であったという歴史的立地条件と、検地帳の石盛りとの相関関係により石盛りの村落差を実証されたもので、部分的に筆者の見解と軸を一にするものである。

しかし、氏は「摂津においては法令上、嶋津領の検地のごとき石盛りはみられない」旨を述べておられるが、上述の如く摂津でも「検地条目」には村位別石盛りが明示されているのである。

宮川・松尾両氏は「福原文書」の(5)条の「右之斗代、今已上者：」までを使用しているが、(7)条の「在々之上・中・下并井掛り、麦田・日損・水損之處、念を入見分斗代可究事」という村位別石盛りを明示した条項を見落しておられる。このため、村位別石盛りの制度によって村ごと石盛りが決定され、村落差が生じている点を見落しておられるのである。

そこで摂津における村位別石盛りの実態を第Ⅱ―Ⅲ表を見ながら検討してみよう。

「検地条目」では上田―一石五斗・中田―一石三斗・下田―一石一斗・上畑―一石二斗・中畑―一石・下畑―八斗・屋敷―一石二斗が、「在々之上・中・下」のどの村位の石盛りであるかあきらかでない。しかし「検地条目」に示されている以上、右の石盛りが基準石盛りとして示されたものであると見るべきであろう（以下、基準石盛りと称する）。そして上田と下田・上畑と下畑の田畑位間の差額、すなわち石盛り差は二斗下りになっているが、この田位差と畑位差は上述の豊後や島津領のそれと同じであることから、摂津でもこの田位差と畑位差の二斗が石盛り原則の一であったと見ることができる。

第Ⅱ―Ⅲ表中に右の基準石盛りと同額の石盛りをされている村をさがすと、畑方は必ずしも一致しないが田方は(3)番の能勢郡大石村以下(9)番の大田郡岩坂村までの九カ村を数えることができる。またこのほかに(10)(11)番の芥川郡富田村と川辺郡額田村は、前者の下田が一斗少く、後者の上田が五升多いのを除けばその他の田位は基準石盛りと同額である。この部分的に石盛りの違う理由等は後日究明されねばならないが、右の十一カ村の田方石盛りを全般的に見て、基準石盛りと同額であるのは、これらの村々が土地生産性その他において一応標準的な村と見なされたことを物語るものであろう。

とすると、これらの村が文字通り摂津の基準石盛りの村であり、上述の豊後や島津領でいえば中ノ村的村位に位づけされた

(第II-3表) 文禄3年 摂津国綾地石盛り

番号	郡 村 名	畑					方					畧 数	備 考	
		上		中		下々	上		中		下			下々
		上々	上	中	下	下々	上	上	中	下	下			下々
参考	綾地奈目石盛り	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	1.2	基準石盛り
1	島下郡茨木村	1.7	1.6	1.4	1.1	.6	1.4	1.3	1.1	.7	.8	.3	1.2	
2	耳原村	1.7	1.6	1.3	.8	.4	1.1	1.1	.9	.4	.2	.1	1.1	
3	能勢郡天王村		1.5	1.3	1.1					.8			1.2	
4	上杉村		1.5	1.3	1.1			1.2	1.0	.8			1.2	
5	島上郡住本村		1.5	1.3	1.1	1.0	1.5	1.3	1.2	.8	.8		1.3	
6	島下郡佐保村		1.5	1.3	1.1	(1.0)		1.2	1.2	.6	.5	.3	1.2	
7	宿久庄村		1.5	1.3	1.1	(1.0)		1.2	1.0	.8	(.6)	.3	1.2	
8	福井村		1.5	1.3	1.1	(.9)		1.2	1.0	.7	(.3)	.3	1.2	
9	太田郡岩坂村		1.5	1.3	1.1	.9		1.1	.9	.7	.7		1.2	
10	芥川郡富田村	(1.8)	1.5	1.3	1.0	.6	1.4	1.3	1.1	.7	.4		1.2	
11	川辺郡額田村	(1.7)	1.55	1.3	1.1			1.2	1.0	.8	.4		1.2	
12	芥川郡東天川村		1.4	1.2	1.0	.7		1.2	1.0	.8	.8		1.2	
13	豊嶋郡打田村	1.4	1.3	1.2	1.0	.7	.8	.7	.6	.5	.4		.8	
14	八郡郡花隈村	1.4	1.3	1.2	1.0		1.0	.9	.8	.6	.5		1.0	
15	矢田郡郡谷上村	1.35	1.2	1.1	.9	.7	.7	.6	.5	.4	.3		.72	
16	島下郡奈良村	1.4	1.2	1.0	.8	.6	1.2	1.1	1.0	.9	.8		1.2	
17	關郡東郡戸村	1.2	1.2	1.05	.8	.6	1.2	1.05	.9	.9	.8		1.2	

と考えることができそうである。それで、以下この村位を基準石盛りの村位と仮称したい。

ところで、右の十一カ村中には上々田と下々田が若干見られるが、その石盛りは必ずしも一致しておらず、また基準石盛りにもそれは示されていない。

しかし「福原文書」の(2)条と(5)条、「かりそめのひとりごと」の(h)条と(f)条によると「下々ハ見斗可相究事」「右之斗代已上者先斗代のことくたるへき事」と示されている点を考えると、下々田は奉行の「見斗」で石盛りされ、上々田は文禄三年(一五九四)以前の石盛りをそのまま検地帳に記載したため、石盛りが必ずしも一致しないところであったのであろうと思われる。このような見地から以下、この両田位の石盛りは検討を省略したい。

また、畑方石盛りは基準石盛り通りの村が少く、表でもわかる如く全般的に石盛りが不規則であるので、その検討は後でまとめて行ないたい。

基準石盛りより低い石盛りの村についてみると、(12)と(14)番の芥川郡東天川村と豊嶋郡打田村、八部郡花熊村の三カ村が基準石盛りの村位につぐ村位の如く考えられる。

しかし東天川村の上田は一石四斗で基準石盛りより一斗低く、打田村と花熊村の上田は一石三斗で基準石盛りより二斗低く、上田の石盛りは一致していない。これにたいして中田は三カ村とも一石二斗、下田は一石でともに一致している。それで中田と下田に関するかぎりにおいては、三カ村は同一村位の如く思われる。

そして中田と下田の田位差は二斗で、基準石盛りの田位差と一致し、基準石盛りの村位との石盛りの差、すなわち村位差はともに一斗である。

そこで、この「田位差二斗」と「村位差一斗」が摂津での村位別石盛りの原則であったと仮定して、右の三カ村の上田を見直すと、この石盛り原則が満されるのは東天川村の一石四斗の方である。打田村と花熊村の上田は東天川村よりなぜ一斗低いのかという点には疑問が残るが、この点は後日を期すとして、右の石盛り原則論的に三カ村の石盛りを整理すると、上田一

石四斗、中田一石二斗、下田一石が本来的石盛りの如く考えられるのである。それで、基準石盛りの村位につぐ村位の石盛りを右の如く仮定して以下の検討を進めたい。

次に、右の三カ村につぐ村位と考えられる村位グループには⑤番、⑦番の矢田郡谷上村と、鳥下郡奈良村、關郡東郡戸村の三カ村が考えられる。しかしこの三カ村で石盛りが一致しているのは上田の一石二斗だけで、中田と下田はすべて村ごとになまちなちの石盛りになっている。そこで上田一石二斗を仮の基準として「田位差二斗」で中田と下田の石盛りを考えると、中田一石、下田一斗八斗の奈良村の石盛りが本来的石盛りの如く思われる。

しかし、この石盛りでは上述の東天川村等の村位との差は二斗になり、石盛り原則に反することになる。それで、「村位差一斗」「田位差二斗」の石盛り原則論的に石盛りを考え直すと、上田は一石三斗でなければならなくなるが、史料制約のため右の三カ村にはこの石盛りの村は見られない。しかし石盛り原則論による中田、下田の石盛りと同じ石盛りは、中田一石一斗、下田一斗九斗である谷上村に見ることが出来る。

それで東天川村等の村位グループに続く村位の石盛りとしては右の石盛りが考えられ、上田の石盛りは違うが谷上村がこの村位に該当する如く思われる。そして奈良村の石盛りはさらに一段階下位の村位のそれらしく思われてくるのである。

一方、基準石盛りより高い石盛りの村には(1)・(2)番の鳥下郡茨木村と同郡耳原村の二カ村がある。両村とも上田は一石六斗で、基準石盛り上田より一斗高く、石盛り原則通り「村位差一斗」の石盛りになっている。中田は茨木村が一石四斗、耳原村が一石三斗で、前者は基準石盛りの村位との「村位差一斗」、同村上田との「田位差二斗」で石盛り原則通りに石盛りされている。しかし後者は基準石盛りと同額で、石盛り原則からはずれている。また、下田は茨木村が一石一斗で基準石盛りと同額、耳原村は八斗で基準石盛りよりもはるかに低く、両村とも石盛り原則からかけ離れている。

茨木村の上田と中田に関して右の如くで、基準石盛りの村位よりも上村位の石盛りであることがあきらかである。それで下田の一石一斗は何らかの理由による石盛り違いかとも考えられなくはない。そこで石盛り原則論的に下田の本来的石盛りを

(第Ⅱ-4表)

文禄3年摂津国村位別石盛り(田方)

仮称 村位	上田	中田	下田	備考
				Ⅱ-3表村番号
I	石・斗 1・6	石・斗 1・4	石・斗 [1・2] 1・1	(1)
Ⅱ	1・5	1・3	1・1	基準石盛 (3)~(11)
Ⅲ	[1・4] 1・3	1・2	1・0	(2)~(4)
Ⅳ	[1・3] 1・2	1・1	0・9	(5)
V	1・2	1・0	・8	(16)(17)

(註) ○上段は石盛り原則によつた石盛り  
 ○下段は原則はずれの石盛り  
 ○〔 〕は推定石盛り  
 ○〔( )〕例は少ないが、実際に見られる石盛り

第Ⅱ村位は基準石盛りの村位で、この村位には(3)番の天王村以下九カ村が該当する。第Ⅲ村位には(12)番東天川村以下三カ村、第Ⅳ村位には(15)番の谷上村、第Ⅴ村位には(16)番の奈良村がそれぞれ該当する。

「村位差一斗」「田位差二斗」という仮説石盛り原則のもとに、石盛り別に右の如く各村を分類したが、基準石盛りと同額の第Ⅱ村位を中心上下に、村数が少くなっているのは、史料制約という偶然性があることも考えられるが、筆者は村位別石盛り制の意図したであろうところの、総合的見地に立った生産性による石盛りがなされた結果であろうと考えている。

推定すると、一石二斗でなければならぬことになる。茨木村と同村位の他村の検地帳を知ることができないという史料的制約のため、ここで右の推定を裏づけることはできないが、一応、茨木村の村位下田の本来的の石盛りを右の如く推定しておきたい。

耳原村の場合は上述の如く上田以外は石盛り原則からはずれるので、本稿では上田の石盛りを拠所として茨木村に準ずる石盛りの村と仮定するにとどめておきたい。

以上、摂津における石盛りの村落差の実態を見てきたが、これを第Ⅱ-4表に整理して同国での村位別石盛りを考えてみよう。摂津では豊後や島津領での検地の如く、村位の名称をあきらかにする史料が知られていないので、便宜上、石盛りの高い上村位から第Ⅰ位、第Ⅱ村位の如く仮称村位を使うことにする。

第Ⅰ村位には上述の如く(1)番の茨木村だけしか該当する村がないが、この村位の石盛り(上田と中田)は島津領上ノ村のそれと同額であるので、この村位がおそらく上限ないしはそれに近い村位であつたろうと思われる。

文祿二年（一五九三）の豊後の検地では村位は三段階であったのが、翌三年（一五九四）の島津領の検地では四段階、同年の摂津では五段階に村位が細分されている。これは、村位別石盛り実施の先後関係による村位分けの多少や、畿内という先進地と九州という辺境との違い、生産性の違いなどが石盛りのし方の違いとなってあらわれているように思われる。

なお、豊後南部四郡の検地では、村位は「上ノ村」となっていたながら石盛りは中ノ村の石盛りになっている例があることを紹介し、「検地帳作成段階での村位の感違いによる石盛りの違いか、あるいは同検地帳が写本であるので、後世における村位の書き間違い」か、と考えられる旨を述べたが、摂津でも同様に村位の間違いによる石盛り違いらしい例がいくつも見られる。すなわち、第Ⅰ村位茨木村下田は、本来の石盛りは一石二斗と考えられるのに一石一斗になっているのははじめ、第Ⅲ村位上田は一石四斗らしく考えられるにもかかわらず、打田村と花畑村のそれは一石三斗に、第Ⅳ村位上田は一石三斗と考えられるのに谷上村の上田は一石二斗になっている等々がそれで、すべて一般階下村位の石盛りになっている。これらは今後多くの類例を求めることによってこの原因をあきらかにされねばならない。

田方は右の如く部分的な石盛りの違いはあるが第Ⅱ―Ⅳ表に見た如く、ほぼ整然と石盛りされているのにたいして、畑方は第Ⅱ―Ⅲ表でわかる如くきわめて雑然としたものになっている。そして、豊後や島津領では、田方と畑方が一定の石盛り原則のもとに石盛りされていたのとは大きく違っている。

摂津では、なぜ畑方は村位別石盛りを行っていないのだろうか。これを考えるには、まず本項の初めに掲げた二通の「検地条目」を見直さねばならない。

すなわち、「福原文書」では田方と屋敷方の石盛りは明示されているが、畑方に関しては(4)条に「山島、野島」は「見斗」とされているだけで、本畑に関しては石盛りの指示がなされていない。ところが、「かりそめのひとりごと」の「検地条目」には(e)条に「上島石式斗、中島石、下島八斗、下々見斗可相究事」と指示されている。福原文書は案文であるため、畑方「石盛りの条項が転記もれになった可能性がないとはいえないが、畑方は田方の石盛りで分けた村位とは無関係に石盛りされて

おり、第Ⅴ村位の奈良村の石盛りの方が、第Ⅲ村位の打田・花照両村よりも高く石盛りされているという珍現象さえ見られ、全般的に平均化した石盛りになっている。

これは、畑方の石盛りを明示した「検地条目」と、明示していないものが同時に存在したことに原因の一があるようにも考えられる。

「かりそめのひとりごと」の「検地条目」に示されている畑方の基準石盛りと同じ石盛りが行なわれている村を、第Ⅱ―3表の十七カ村中に求めるとわずか五カ村しか見られない。しかもそのうちの福井村下畑は八斗と五斗の二通りの石盛りになっているので、厳密にはさらに一カ村少くなることになり、右の推定を裏付けている如く思われる。

さらに、いまひとつ考えられることは、畿内地方はすでに鎌倉末期以来、商品作物が栽培されており、従来の米作中心の農業から脱皮しつつあったという土地生産性の高さを反映して、畑方のみは宮川説の如く検地奉行の裁量にまかせて石盛りがきめられたのではないかという点である。

そこでちなみに、畑方のみ村位分けをしてみると第Ⅱ―5表の如くなる（畑方も田方に準じて、上々畑―先斗代、下々畑―見斗のため本表から省略した）。

村位は田方よりも細分されて七段階に分けられる。第Ⅰと第Ⅱ村位を細分することに疑問がないわけではないが、中畑と下畑の石盛りが大巾に違うので一応分けてみた。そのため基準石盛り、ないしはそれに準ずる石盛りの村位が第Ⅲ村位となったが、この第Ⅲ村位に七カ村が集まり、第Ⅱ村位に二カ村、第Ⅳ村位に三カ村で、その他の村位は一カ村ずつになっているのは田方に類似した現象である。

この畑方の村位と先の田方の村位がどのような関係にあるかを表示すれば、第Ⅱ―6表の如くなる。大別して田方石盛りによる村位と畑方石盛りによる村位とが、第Ⅱ―Ⅲ村位の如く基準石盛り同志、ないしは互に近似して村位がほぼ等しい村と、両村位がちぐはぐになっている村とに分けられる。

(第Ⅱ-5表)

文禄3年摂津国畑方村位別石盛り

仮 村位	上畑	中畑	下畑	備 考
				第Ⅱ-3表村番号
I	石・斗 1・3	石・斗 1・2	石・斗 1・1	(5)
II	1・3	1・1	・7	(1)(10)
III	1・2 (1・1)	1・0	・8 (・9)	基準石盛 16 3.4.7.8.11.12.
IV	1・1	・9	・7 (・4)	2.9.17
V	・9	・8	・6	14
VI	・7	・6	・5	13
VII	・6	・5	・4	15

⑧ (6)番佐保村は(上)1.2(中)6(下)5の石盛りのため本表から省略した。

(第Ⅱ-6表)

田・畑石盛別村位比較

番号	村 名	田 方 による 仮村位	畑 方 による 仮村位	備 考
1	茨木村	I	II	
2	耳原村	準 I	IV	
3	天王村	II	III	
4	上杉村	II	III	
5	柱本村	II	I	
6	佐保村	II		第Ⅱ-5 表参照
7	宿久村	II	III	
8	福井村	II	III	
9	岩坂村	II	IV	
10	富田村	II	II	
11	額田村	II	III	
12	東天川村	III	III	
13	打田村	III	VI	
14	花熊村	III	V	
15	谷上村	IV	VII	
16	奈良村	V	III	
17	東郡戸村	V	IV	

このことは上述の如く畑方は商品作物栽培がかなり広く行なわれていて、村によっては畑作の方が田方より土地生産性が高かった村と、その逆に摂津といえども商品作物の栽培が行なわれていなかったか、あるいは行ないえない立地条件であったため、畑方石盛りが田方の村位よりも低く石盛りされた村が生じたのではないかと考えられる。

ここに畑方の石盛りが田方のそれによって分類した村位とは、違った村位になっている原因があるように思われるのである。なお、石盛りは「田も畑も米を生産するものとして、法定米収穫高を算定<sup>⑨</sup>したものであるので、村位は田方の石盛りによったものを使用して、以下考察を進めたい。

また屋敷方について見ると、基準石盛りは一石二斗で、基準石盛り上畑と同額である。第Ⅱ-3表によると、屋敷方石盛りが書かれている村が十六カ村あるが、このうち一石二斗の村が十一カ村で、全体の約七十%弱になる。そしてこの石盛りは、田方の石盛りによって分類した村位には関係なく、全村位にまたがって分布している。これは、豊後や島津領の場合と同様で

ある。豊後や島津領では、屋敷方石盛りは中ノ村上畑と同じ石盛りであったが、この石盛り原則が摂津でも適用されているものであるならば、「屋敷一石二斗」という石盛りは、当然中ノ村上畑と同じ石盛りでなければならぬことになる。

しかし摂津では村位の名称をあきらかにし得ないし、さらに上述の如く畑方の石盛りは村位とは関係なく石盛りされているので、畑方石盛りのみで中ノ村上畑を求めることは不可能である。ただ基準石盛りの上畑は一石二斗で屋敷方石盛りと同額であるし、第Ⅱ村位の田方は基準石盛りであるので、「屋敷方石盛りⅡ畑方基準石盛り上畑石盛りⅡ田方基準石盛りの村位Ⅱ第Ⅱ村位上畑の石盛り」という図式が考えられる。これは豊後や島津領の「屋敷方石盛りⅡ中ノ村上畑石盛り」と軸を一にするものの如く思われる。とすると、「摂津第Ⅱ村位Ⅱ中ノ村」となることが考えられる。

石の図式によつて、第Ⅱ村位が中ノ村と仮定すると、第Ⅰ村位が上ノ村、第Ⅲ村位が下ノ村、第Ⅳ村位が下々ノ村となることが考えられるが、第Ⅴ村位に該当する呼称が見当らない。第Ⅱ村位が基準とすべき村位であり、上述の図式で見るとかぎりにおいては中ノ村的村位であるが、摂津ではより合理的石盛りとするために村位を細分化したので、村位の呼称を省略せざるを得なかったのではないかとさえ思えるのである。しかしこれはあくまで筆者の推定の域を出ないので、後日を期したい。

なお、豊後の臼杵町では、町の繁度に応じて町屋敷の石盛りが六段階に分けられていたが、摂津では山崎街道ぞいの耳原村が一石一斗、中川清秀や河尻肥前守の城下町であった茨木村も一石二斗、酒造業者などの商人がかなりいた富田村も一石二斗である。石の村屋敷の石盛りは、臼杵のように町内ごとの石盛りの段階が見られないのは、検地帳に村と記されていることが示す如く、これらの村はまだ大きな町場に発展していなかったことを物語るものだろうか。

以上、摂津における文禄三年（一五九四）の村位別石盛りの実態を、「検地条目」と検地帳の石盛りにより概観してきたが、豊後や島津領での村位別石盛りよりも村位をさらに細分化し、より合理的な石盛りを実施していることがあきらかとなった。

次に河内国での文禄三年（一五九四）の村位別石盛りを検討してみよう。

河内も摂津と同様の「検地条目」によって検地が行なわれていることはすでに述べたが、同国内の村ごとの石盛りは第Ⅱ―  
7表に示す通りである。

まず基準石盛りと同額の石盛りになっている村を求めると、(2)と(4)番の交野郡星田村と丹北郡瓜破村、茨田郡東村の三カ村  
があげられる。また茨田郡出口村内田地の石盛りには端数がついているが、この石盛りは基準石盛りに近似しているので右の  
三カ村と並記した。

先掲の「検地条目」や豊後の「検地帳表紙裏書」、島津領での検地掟「秀吉朱印状」写等に示されている石盛りには端数の  
ついたものは見られない。そして一般に検地帳奥書き等の石盛りも端数のないのが普通である。このようなことから、元来、  
石盛りには端数はなかったと思われる。しかるに、出口村の石盛りには上田一石四斗八升五合の如く端数が見られ、あたか  
も平均石盛りの如き感がある。このほかに(1)と(3)番の茨田郡伊加賀村や泥町村、横提村をはじめ、(4)・(5)番の同郡桑才村と出  
口村外嶋等の石盛りも同様に端数が見られる。

石の村々の石盛りについては直接検地帳によって石盛りを検討することができないが、竹安繁治氏も「平均石盛りであろう」  
旨の見解を持っておられる。<sup>(5)</sup>それで、石の村々の石盛りの斗末満を四捨五入すると、出口村内田地は星田村等の石盛りと同額  
になり、伊加賀村等三カ村は南寺方村等のそれと同額になる。また桑才村等二カ村は竹淵村の石盛りと同額になる。

検地帳の田畑位ごとの平均石盛りは、必ずしも検地にあたって示された法定石盛りと一致しないことは別稿で述べた通りで  
あるので、石の村々の石盛りは端数のつき具合から考えて、平均石盛りと解釈してよいであろう。

右の結果から、(2)番の星田村以下(4)番の出口村内田地までの四カ村が、基準石盛りの村位であることがわかる。

番号	郡村名	田						畑						屋敷	備考			
		上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々	上	中			下	下々	
参考	検地条目の石盛り	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	石・斗	1.2	基準石盛り
1	丹北郡別所村	1.5	1.3	1.3	1.1	.6	1.3	1.2	1.0	.9	1.3	1.1	.9	1.3	1.2	1.3	1.3	
2	交野郡星田村	1.5	1.3	1.3	1.1	.9~8	1.3	1.2	1.0	.8	1.3	1.1	.9	1.3	1.2	1.3	1.3	この外に屋敷は1.0、 1.8、.5等の1段皆有
3	丹北郡瓜破村	1.5	1.3	1.3	1.1		1.3	1.3	1.1	.9	1.3	1.1	.9	1.3	1.2	1.3	1.2	
4	茨田郡東村	1.5	1.3	1.3	1.1		1.2	1.2	1.1	.9	1.2	1.1	.9	1.2	1.2	1.3	1.2	
5	出口村(小田)	1.5	1.485	1.306	1.07		1.2	1.2	1.203	1.04	.719	1.201		1.2	1.2	1.2		
6	茨田郡南寺方村	1.4	1.2	1.2	1.0		1.161					1.2		1.2	1.2	1.2		
7	北寺方村	1.4	1.2	1.2	1.0		1.161					1.2		1.2	1.2	1.2		
8	森野村	1.4	1.2	1.2	1.0		1.1	.925	.84	.8	1.206	1.3	.8	1.3	1.3	1.3		
9	三矢村	1.4	1.2	1.2	.722		1.1	.925	.84	.8	1.206	1.3	.8	1.3	1.3	1.3		
10	織野天野村	1.5	1.4	1.1	1.0	.8	1.2	1.0	.961	.751	.5	1.18	.5	1.18	1.18	1.18		
11	茨田郡伊加賀村	1.432	1.39	1.19	1.0	.8	1.205	.961	.751	.5	1.18	1.18	.5	1.18	1.18	1.18		
12	泥町村	1.37	1.226	1.226	1.0	.72	1.085	.896	.72	.72	1.245	1.245	.72	1.245	1.245	1.245		
13	横堤村	1.481	1.193	1.193	.88	.639	1.208				1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
14	茨田郡一番下村	1.5	1.3	.9	.8		1.1	.9			1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
15	二番村	1.5	1.3	1.1	.827		1.1	.9			1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
16	三番村	1.5	1.3	1.1	.82		1.2				1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
17	四番村	1.5	1.3	1.1	.8		1.0				1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
18	守口村	1.5	1.3	1.1	.8		1.1	.9		(.7 .6)	1.3	1.3		1.3	1.3	1.3		
19	茨田郡一番上村	1.5	1.2	.9	.8	.6	1.2	1.0	.7	.7	1.2	1.2		1.2	1.2	1.2		
20	茨田郡竹瀬村	1.408	1.185	1.01	.789	.6	1.3	1.0	.7	.7	1.3	1.3		1.3	1.3	1.3		
21	茨田郡桑才村	1.124	1.167	1.002	.874	.622	.985	.965	.92	.525	.275	1.2		1.2	1.2	1.2		
22	出口村(外嶋)	1.124	1.167	1.002	.874	.622	.985	.987	.92	.525	.275	1.2		1.2	1.2	1.2		

基準石盛りの村位につぐ石盛りの村には、(6)番の茨田郡南寺方村以下の五カ村と、上述の伊加賀村以下三カ村の都合八カ村をあげることができる。上田は一石四斗、中田一石二斗、下田一石で、基準石盛りの村位との村位差は各田位とも一斗下りになっている。これは摂津の検地での「村位差一斗」「田位差二斗」の石盛り原則と一致する。それで基準石盛りの村位直下の村位と考えてよいだろう。

なお錦郡天野村の中田と茨田郡三矢村の下田は若干石盛りが違うが、これは石盛り違いではなからうかと思われる。

石の村位につぐものとしては、(4)番の茨田郡一番下村以下同郡守口村までの五カ村がある。ここも二・三カ所石盛りの違う箇所があるが、それを除けば上田一石三斗、中田一石一斗、下田一石八斗で一一致する。このうち上田と中田は「村位差一斗」「田位差二斗」の石盛り原則通りの石盛りになっている。下田は本来ならば九斗であるべきところであるが、「村位差二斗」「田位差三斗」で、石盛り原則からはずれている。百姓からの収奪強化を目的とした検地であるのに、この下田に関しては石盛りが甘い感がある。しかしこの村位グループにはそろって上田一石五斗が見られ、この上々田から中田までの石盛りは、基準石盛りの上・中・下田のそれと同額である。

「検地条目」では上々田は「先斗代のことく」石盛りするように示されていることは、摂津の項でふれたが、右の五カ村の上々田をみると史料制約による偶然要素がないわけではないが、故意に基準石盛りの田位を一段階ずつ繰り上げたもののように考えられなくもない。他の村位にも若干上々田があり、石盛りは「先斗のことく」一石五斗をそのまま残したものであるが、この村位の上々田の石盛りは偶然にも基準石盛りを一段階ずつ繰り上げたものと一致するので、意識的に上々田一石五斗をそろえたのではないかと考えられるのである。このため、本来ならば「見斗」によった基準石盛り下々田であるべき石盛りが、そのまま下田に格上げされたため、石盛り原則からはずれたものになったことが考えられる。基準石盛り村位の畠田村下々田九斗・八斗のうち「八斗」と、右の五カ村の下田一石八斗がきしくも一致するのも、単なる偶然の一致ではないように思えるのである。

右の如く考えれば下田が石盛り原則からはずれている理由が一応納得できるし、村位別石盛りが百姓にとつては決して甘いものではなかったことを知ることができるのである。

右の村位グループに続く石盛りグループには、茨田郡一番上村以下四カ村が一応、考えられる。上田一石二斗は「村位差一斗」の原則によっており、四カ村とも一致している。しかし中田は竹淵、桑才、出口外嶋の三カ村が一石、一番上村だけが九斗で、「田位差二斗」の石盛り原則に合致しているのは前者である。下田は一番上村と桑才村が「田位差二斗」の原則に合った八斗になっているが、竹淵村と出口外嶋はそれより一斗多い九斗になっている。このように、この村位グループも例外的石盛りが見られるが、上田一石二斗、中田一石、下田一八斗が本来の石盛りであつたように思われる。

なお、この村位グループの四カ村にも石盛りはまぢまぢながら上々田が見られる。それで河内国では低村位の村には意図的に上々田を設け、上々田は石盛り原則に必ずしも従う必要がない点を利用して、ここで収奪を計つたのではなからうかとさえ思えるのである。

以上、基準石盛りよい低い石盛りの村位について述べたが、次に上村位の村について考察してみよう。上述の如く河内国でも「村位差一斗」「田位差二斗」が石盛り原則であつたらしいことを見たが、この原則によつて基準石盛りの直上村位の石盛りを推定すると、上田一石六斗、中田一石四斗、下田一石二斗になることが考えられる。しかるに(1)番の丹北郡別所村の石盛りは、上田一石五斗五升、中田一石三斗五升、下田一石三斗で、上田と中田は本来の石盛りよりも五升ずつ低くなっている。偶然のいたずらか、石盛りの端数が五升だけであるので必ずしも平均石盛りと断定し兼ねる。(四捨五入すればともに石盛り原則通りの石盛りになるが。)下田は一石三斗で石盛り原則による本来の石盛りよりも一斗高くなっている。史料制約のためわずかに一カ村の事例しか知り得ないので、この村位については後日を期したい。

以上、河内国における文祿検地の村位別石盛りについて不十分ながら検討してきたが、右の結果を整理すれば第Ⅱ―8表の如くなる。石盛りの高い村位から第Ⅰ村位、第Ⅱ村位の如く仮称したが、この村位別石盛りは第Ⅰ村位を除けば、上述の摂津

国のそれとまったく同じであることが注目される。

これは摂津・河内両国の検地が同じ「検地条目」によって行なわれたものであることを物語るものであると同時に、石盛りの村落差が検地奉行の裁量によって無秩序にきめられたものではないことを実証するものであろう。

畑方石盛りは、全畑位にわたって石盛りが見られないし、加えて摂津同様に田方の石盛りで分類した村位とは無関係に、ほぼ一様に石盛りされている。

これは摂津同様の理由によるものであろうと考えられるので、詳しくは上述の摂津の項を参照されたい。

屋敷方の石盛りについて見ると、屋敷の石盛りが記載されている村の二十一か村中、一石二斗に石盛りされている村が十二か村、石盛りの端数を田方の例にならって四捨五入すれば一石二斗になる村四か村で、都合十六か村になり、全体の約七十六%をしめている。そして村位

(第Ⅱ-8表)

文禄3年河内国村位別石盛り(田方)

仮称 村位	上山	中田	下田	備考
				Ⅱ-7表村番号
I	石・斗 [1・6]	石・斗 [1・4]	石・斗 [1・2]	(1)
	1・55	1・35	1・3	
II	1・5	1・3	1・1	基準石盛 (2)~(5)
III	1・4	1・2	1・0	(6)~(13)
IV	1・3	1・1	[・9]	(14)~(18)
			・8	
V	1・2	1・0	[・8]	(19)~(22)
			・9	

- [註] ○ 上段は石盛り原則によった石盛り  
 下段は原則はずれの石盛り  
 ○ [ ] は推定石盛り  
 ○ [ ( ) ] は例は少いが実際に見られる石盛り

には無関係に全村位にわたっている。

この石盛りも上述の摂津の屋敷方石盛りと同額で、「屋敷方石盛り||基準石盛り上山石盛り||第Ⅱ村位上山石盛り」という図式が成り立つ。また屋敷方一石三斗に石盛りされている村が五か村あるが、このうち二か村は自村の上山畑が一石三斗になっているし、一か村は上々畑が一石三斗になっている。これは「屋敷方石盛りは第Ⅱ村位上山畑と同額の石盛りにする」ところを誤って、第Ⅱ村位上山畑と第Ⅰ村位上山畑をとり違えて一石三斗に石盛りしたことも考えられる。第Ⅳ村位や第Ⅴ村位にこのような例が見られることが、右の推定を裏付けるものの如く思われる。

また、第Ⅱ村位の交野郡星田村屋敷方石盛りだけは、同村畑方石盛りの上畑一石二斗、中畑一石、下畑一八斗、下々畑一五斗とまったく同額の四段階に分けて石盛りされている<sup>17)</sup>。このように屋敷方石盛りが細分化されている例は、豊後臼杵町屋敷をはじめ、京都での町屋敷石盛り<sup>18)</sup>、兵庫町屋敷石盛り<sup>19)</sup>、大坂市街地の石盛り等々の事例をあげることができる。

石の事例は、いわば都市検地とでも名づくべきものであるが、星田村が文禄三年（一五九四）項街場の要素があったものか否か知り得ない。しかし段階制による屋敷方石盛りの数少ない事例として注目すべきものである。

以上、史料制約をうけながらも、河内国における村位別石盛りの実態を一応知ることができた。従来、交野郡星田村の検地奉行が木下与右衛門であったため「奉行の中でも、木下与右衛門は太閤の身内の一人だから竿入れの厳しいことは長束大蔵や、増田右衛門等、外の奉行たちの比ではなかった<sup>20)</sup>」という見方も一部にはあったが、上述の如く村位別石盛り制のもとに検地が行なわれ、石盛りされていることが判明したし、星田村は基準石盛りの村位、すなわち第Ⅱ村位の村であり、特に石盛りが高いのではないことがわかったことよって、このような説は否定されるであろう。

### (3) 和泉の検地

文禄三年（一五九四）に和泉国でも、摂津や河内とともに同じ「検地条目」によって検地が行なわれていることはすでに述べたが、同国での文禄検地の具体的石盛りを知ることのできる史料として筆者の知り得たものは、不本意ながら、「和泉国泉郡内横山谷御検地帳<sup>21)</sup>」だけである。それで右の検地帳の石盛りと「検地条目」の石盛りとを比較しながら、同国での村位別石盛りを検討してみたい。

横山谷は、南面利、善正、福瀬、岡、北田、中、下宮、小野田、大島、仏並、坪井、大野、小川、側川、沢、九鬼の十六か村からなっていた由であるが、検地帳には九鬼は記載されておらず、十五か村だけが記載されている<sup>22)</sup>。

(第Ⅱ-9表)

基準石盛り  
横山谷石盛り  
比較  
文禄3年和泉国

村名等	田方			畑方			屋敷	撰河位
	上	中	下	上	中	下		
基準石盛り	石・斗 1・5	石・斗 1・3	石・斗 1・1	石・斗 1・2	石・斗 1・0	石・斗 ・8	石・斗 1・2	Ⅱ
		1・2		1・1	・9	・7	1・1	Ⅲ
横山谷 15カ村	1・3							Ⅳ

石盛りは上田一石三斗、中田一石二斗、下田一石一斗、下々田六斗、上畑一石一斗、中畑一斗九斗、下畑一斗七斗、下々畑一斗五斗、屋敷一石一斗になつてゐる。この石盛りは「田位差一斗」、「畑位差二斗」になつてゐる（下々田、畑は除く）そして下田が基準石盛り下田と同額であるほかは、すべて基準石盛り以下である。

撰津や河内では「検地条目」の基準石盛りを中心に村位別石盛りが行なわれているが、同じ「検地条目」によつて検地が行なわれている以上、和泉でも同様であろうことは十分に考えられる。それで横山谷十五カ村の石盛りが基準石盛りよりも低いことは、同十五カ村の村位が基準石盛りの村位、(撰・河内国の第Ⅱ村位に相当)よりも下村位であることがわかる。

では、横山谷十五カ村の田・畑位ごとの石盛りを基準石盛りと比較して見よう。

まず田方石盛りから対比すると、下田は一石一斗で基準石盛りとまったく同額の石盛りで村位差はないが、中田は一石二斗で基準石盛り村位との村位差一斗、上田は一石三斗で基準石盛り村位との村位差二斗になつており、上述の撰・河内国では見られなかつた変則的の石盛りである。それで右の石盛りを撰・河内国での村位別石盛りと対比すると第Ⅱ-9表の如く、上田は第Ⅳ村位並、中田は第Ⅲ村位並、下田は第Ⅱ村位並の石盛りになつてゐることを知ることが出来る。このため横山谷十五カ村の田方に関しては村位の推定は困難である。

畑方について見ると、基準石盛りは全畑位にわたつて村位差一斗で石盛りであり、基準石盛り村位につぐ村位の石盛りの如く思われる。それで田方に準じて考えるならば第Ⅲ村位の石盛りであるといえよう。

屋敷方石盛りは一石一斗で、これも基準石盛りよりも一斗少く石盛りしてある。撰・河内国の屋敷方石盛りの項でも述べたが、「屋敷方石盛り」第Ⅱ村位上畑の石盛り」がここでも

感違いされて、自村の上畑と同額に石盛りされた結果一石一斗になったと解すことができる。

結局、和泉に関しては史料の決定的不足から村位別石盛りをあきらかにし得なかつたが、横山谷十五カ村の石盛りは下田を除けばすべて基準石盛りよりも低くなっていることから、和泉でも村位別石盛りが行なわれているであろうことを知ることができるのである。

また、横山谷十五カ村の田方はなぜ上述の如き不規則な石盛りをされているのか、という点もあきらかにしなければならぬが、これは稿を改めて検討することにする。

#### (4) 大和の検地

大和の文禄検地は文禄四年（一五九五）に行われたことを第Ⅱ―10表に掲げた十六カ村の検地帳<sup>(5)</sup>によって知ることができる。この十六カ村の畑方は前項までの諸国の場合と違って、すべて一様に石盛りされているが、田方石盛りはいくつかの石盛りグループに分けることができる。

摂津や河内で見えた基準石盛りとまったく同額の上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗の石盛りの村は(8)番の拭上郡柳本村以下九カ村で最も多く、ついで上田一石五斗五升、中田一石三斗五升、下田一石一斗の石盛りになっている(1)番の山辺郡榎葉村以下四カ村、さらに上田一石六斗、中田一石四斗（一石三斗五升）、下田一石一斗になっている(1)番の山辺郡石上村以下三カ村の三石盛りグループに分けられる。

このように見ると摂・河・泉三カ国に示された基準石盛りと同額の(8)番柳本村以下の九カ村が、大和国における標準的村であったと考えることができる。柳本村には上々田一石六斗と下々田一石九斗が見られるが、おそらく摂・河両国と同様に上々田は「先斗代のことく」、下々田は「見斗」によつたものであらうと考えられるので、検討は省略する。

(第Ⅱ-10表) 文禄4年 大和国檢地石盛り

村番号	郡村名	田						畑				屋敷	備	考
		上々	上	中	下	下々	上	中	下					
1	山辺郡石上村	石・斗 1.6	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.1	石・斗	石・斗 1.2	石・斗 1.0	石・斗 .8	石・斗 1.2				
2	“ 岩室町	1.6	1.6	1.35	1.1		1.2		.8	1.2				
3	宇智郡九条村		1.6	1.35	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
4	山辺郡綿葉村		1.55	1.35	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
5	“ 杉本村		1.55	1.35	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
6	“ 園原村		1.55	1.35	1.1			1.0	.8	1.2				
7	“ 園前村		1.55	1.25	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
8	拭上郡柳本村	1.6	1.5	1.3	1.1	.9	1.2	1.0	.8	1.2				
9	山辺郡霧瀨村		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
10	“ 善殿村		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
11	“ 荒蔭村		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
12	“ 佐保庄		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
13	“ 岸田村		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
14	“ 仁興村		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				
15	城上郡筑谷村		1.5	1.3	1.1			1.0	.8	1.2				
16	(郡村名不詳)		1.5	1.3	1.1		1.2	1.0	.8	1.2				

右によって大和での基準的村位の石盛りを知ることができたので、次にこれの直上村位を見ることにしよう。石盛りは上述の如く上田と中田は基準石盛りよりもわずかに五升高いだけである。これは河内の第Ⅰ村と仮定した丹北郡別所村の石盛りと同額であるが、この石盛りは在地の諸条件によって「村位差五升」としたものであろうか。上述の豊後南部四郡では「村位差一斗」であるが、下ノ村畑方だけは中ノ村畑方との「村位差二斗」で石盛りされていたし、島津領では「村位差二斗」の原則で石盛りをしているが、下々ノ村畑方だけは下ノ村畑方との「村位差一斗」の如く、在地の実情に応じて石盛りしている例もある。この「村位差五升」の石盛りがあつたとしても不思議はないわけである。なお、備前村の中田だけが一石二斗五升で他村より一斗少く、基準石盛りよりも五升低い、これは村位の感違ひによるものであろうか。後日の課題である。

ところで下田は基準石盛りと同額の一石一斗であり、十六カ村とも上田・中田の石盛りの村落差とは無関係に一石一斗である。これは史料の制約による偶然の一致という可能性もあるが、仮りに大和では下田石盛りは一石一斗に統一されたものであるとすれば、それは何らかの政治的配慮がなされた結果によるものかとも考えられるし、注目しなければならぬ石盛りである。後日を期したい。

右の四カ村より上村位には(1)番の山辺郡石上村があるが、石盛りは上田・中田ともに「村位差五升」増しの一石六斗と一石四斗になっている。断定はできないが、右の石盛りによって、大和では上述の稲葉村等の村位の石盛りとともに、「村位差五升」という小刻みの石盛り原則が採用された可能性が考えられそうである。石上村の上田・中田の石盛りは摂・河内国の第Ⅰ村位のそれと同額であるので、大和でもこの石盛りが最上村位ないしはそれに近いものかとも考えられる。

ところで、(2)・(3)番の岩室村と九条村の上田は石上村と同額の一石六斗であるが、中田は一石三斗五升で、上述の稲葉村等の中田と同額である。わずかに二例という史料の決定的不足のため、この疑問をあきらかにすることはできないので、本稿では上田一石六斗である点をもって石上村の村位に準ずる村位と仮定しておくたい。

以上概観した大和の村位別石盛りを整理すると、第Ⅱ―Ⅲ表の如くなる。こゝも上村位から第Ⅰ村位、第Ⅱ村位の如く仮称

(第Ⅱ-11表)

文禄4年大和国村位別石盛り

仮称 村位	田方			畑方			屋敷	備考 Ⅱ-10表村番号
	上	中	下	上	中	下		
I	石・斗 1・6	石・斗 1・4	石・斗 1・1	石・斗 1・2	石・斗 1・0	石・斗 ・8	石・斗 1・2	(1)
Ⅱ	1・55	1・35	1・1	1・2	1・0	・8	1・2	(4)~(6)
Ⅲ	1・5	1・3	1・1	1・2	1・0	・8	1・2	(8)~(16) 基準石盛り
?								

したが、基準石盛りの村位より上位に二村位あるのは、上述来の諸国には見られない現象である。これは村位別石盛り制がより在地の実情を考慮したものになつて、後日を期していることを物語るものかとも考えられる。

なお、基準石盛りより低い村位の石盛りは、史料制約により知り得なかつたが、他国の例から考えて基準石盛りが最低村位ということは考えられないので、後日を期したい。

一方、畑方石盛りは上畑一石二斗、中畑一石、下畑一八斗で、村位には関係なく撰・河・泉に示された基準石盛り通りに石盛りされている。これは撰津の項で述べた如く、畿内地方は畑作で商品作物栽培が行なわれていたことから、石盛りは村位とは無関係に一樣に統一されていたのであろうか。後日を期さねばならないが、興味深い石盛りのし方である。

また、屋敷方石盛りも村位とは無関係に一樣に基準石盛り上畑と同額の一石二斗になつていることは、上述来の諸国の例と変らない。これは村位別石盛り制における屋敷方石盛り原則が、確立していたことを実証するものであろう。

(註)

- ① 宮川滿著『太閤検地論』(Ⅱ)二五八頁。
- ② 「福原文書」宮川滿著『太閤検地論』(Ⅲ)三三八頁。
- ③ 「かりそめのひとりごと」『和泉市史』(一)三三三~三三三頁。
- ④ 「島津家文書」二一〇〇『大日本古文書』(家わけ一六)。

- ⑤ この表は宮川氏の前掲著(Ⅱ)二五九頁、同(Ⅲ)一七〇～二一八頁、および新保博氏著『封建的小農民の分解過程』二六頁、松尾寿氏「太閤検地の斗代について」『史林』(五三卷一)号、四頁、『尼崎市史』の表、または史料によって作成した。
- ⑥ 宮川・前掲著(Ⅱ)二五九～二六〇頁。
- ⑦ 松尾寿「太閤検地の斗代について」『史林』一～三三頁。
- ⑧ 松尾氏・右論文四頁。
- ⑨ 黒田俊雄著『日本の歴史―蒙古襲来―』(八)二七六～二七九頁。
- ⑩ 安良城盛昭著『太閤検地と石高制』二〇一頁。
- ⑪ 拙稿、文祿検地における臼杵町屋敷と石盛』『大分県地方史』(五一号)二九～四二頁。
- ⑫ 松尾氏・前掲論文、六～八頁。
- ⑬ この表は竹安繁治氏著『近世封建制の土地構造』五八～六一頁の表、および安良城盛昭氏著『太閤検地と石高制』一三頁史料、『大日本古文書』(家わけ七)所収「金剛寺文書」三六〇、『交野町史』所収「中部よし子氏文書」、『守口市史』、『大阪府立図書館所蔵文書』等によって作成した。
- ⑭ 竹安氏・前掲著四八頁(註)⑧によると、「この石盛りは天和三年の絵図記載の、文祿検地における石盛りである」由である。
- ⑮ 竹安氏・前掲著に使用された文祿検地の石盛りには端数があるので、「平均石盛りではないか」と考えられる旨をお尋ねしたところ、「平均石盛りかも知れない」旨の御教示をいただいた。記して謝意を表します。
- ⑯ 前掲拙稿・三五頁。
- ⑰ 『交野町史』所収「中部よし子氏所蔵文書」河州交野郡星田村御検地帳」。
- ⑱ 前掲拙稿二九～四二頁。
- ⑲ 中部よし子「近世初期の都市検地と町民支配」『歴史学研究』(三五八号)三三頁。
- ⑳ 中部氏・右論文三五頁。
- ㉑ 中部氏・右論文三九頁。
- ㉒ 『交野町史』二七頁。
- ㉓ 『和泉市史』(一)三三二～三七〇頁。
- ㉔ 朝尾直弘「二百五十歩一反の太閤検地」『日本歴史』(二五三号)一〇七頁。

『天理市史』(史料編)

【訂正】

原稿の都合で「目次」の一部を訂正しましたことおこわりします。

(未完)

(大分県立大分工業高校教諭)

第五七号訂正

佐藤満洋氏の「南大分盆地の施餓鬼(一)」を次のように訂正します。

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一〇	16	論題 南大分盆地の施餓鬼(一)×	南大分平野の施餓鬼(下)〇	一四	3	木蓮尊者×	目蓮尊者〇
二	19	オッサンは寺まで×	オッサンは寺での〇	一四	12	そこで南大分盆地×	そこで南大分平野〇
三	17	農作が約束×	農作が約束〇	一五	表題	南大分盆地の×	南大分平野の〇
一〇	16	上村の聖養寺	上村の聖養寺〇	一七	9	伝えているのである。×	伝えているのではなからうか。〇〇〇〇〇〇〇〇
一一	13	賞のあるロンクール×	賞のあるロンクール〇	一七	18	南大分盆地中心部×	南大分平野中心部〇
一一	13	浮べられた水路×	浮べられた水路〇	一八	5	行事であるが×	行事であろうが〇
一一	12	南大分盆地における×	南大分平野における〇	一八	14	南大分盆地の×	南大分平野の〇
一一	12	と、現在は月遅れの八月の盆に行なっている。×	と、(現在は月遅れの八月の盆に行なっている)〇	一八	16	清霊流し×	清霊送り〇
一一	14	と、現在は月遅れの八月の盆に行なっている。×	と、(現在は月遅れの八月の盆に行なっている)〇	一九	2	南大分盆地に×	南大分平野に〇